

第9回池田市行財政改革推進委員会 議事要旨

【と き】 平成26年11月21日（金） 午前10時～正午

【ところ】 池田市役所 3階 議会会議室

【出席者】

■委員：佐々木会長（神戸大学名誉教授）、村瀬副会長（弁護士）、
蒲生委員（公認会計士・税理士）、牛嶋委員（公募委員）、
榎本委員（公募委員）、能島委員（公募委員）

■事務局：増田市長公室長、三好総合政策部長、木田総務部長、
藤井人事課長、森本財政課長、塩川行政経営課長、
井上行政経営課主任主事、西山行政経営課主事

【傍聴者】 なし

【会議内容】

■新たな行財政改革推進プランについて

【内 容】

1) 開会

2) 議事

新たな行財政改革推進プランについて

=佐々木会長から進行と答申について確認=

佐々木会長から今回と次回の進め方と答申のまとめ方について確認

=事務局説明（抄録）=

事務局から「市債、物件費、人件費等に関する資料」等について説明

事務局：市債残高の規制目標を設けてはどうかという意見について、起債の種類によっては、後に地方交付税で措置されるものがあり、市債残高の総額と実質的な市の負担は一致しない。標準的な行政サービスの実施にあたって不足する一般財源を地方交付税で賄い、さらにその不足分を臨時財政対策債で賄っているため、臨時財政対策債の発行額の予測は非常に困難である。それ以外の市債も今後、交付税措置の対象となる可能性があり、国の制度設計次第で大きく変化するので、市債総額の目標設定も同様に困難である。また、物件費については、総額は増加傾向にあり、原因としては人件費削減における委託料の増加が挙げられる。賃金と委託料の合計がここ10年で約10億円増加しているものの、人件費はここ10年で約20億円削減しており、差し引き約10億円が減少している。また、物件費の目標設定については、委託の進捗状況次第で大きく変化するため困難である。

事務局：平成27年度以降、新陳代謝による削減、昇給・昇格による増加、人事院勧告に基づく給料表の改定による削減、地域手当の段階的上昇による増加等の理由によって、平成27年度の人件費総額は約61億8000万円、平成28年度と平成29年度は62億5000万円程度、平成30年度は62億7000万円かかると試算している。職員数600人程度を維持していくとすると、人件費総額60億未満の達成も容易なものではないと考えている。

＝質疑応答（抄録）＝

- 委員：市債残高について、数値目標の設定が困難であることは理解しているが、今後の国の財政状況を考慮すると、地方交付税の減額と臨時財政対策債の発行枠の縮小の懸念があるため、その対策として市債残高の目標を設定するとともに、歳入の確保と歳出削減のためのスクラップ・アンド・ビルドを徹底する必要がある。
- 委員：職員のモチベーション等や人材確保の観点からも、給与削減の実施は得策ではない。職員数の削減については、サービス残業の増加や市民サービスの低下による苦情といった実態の報告がないと、本当に限界なのか判断できない。また財政調整基金の残高に関しては、施設の大規模改修に係る費用の見積りがなければ、数値目標について言及できない。また、賃金と委託料の数値目標は設定が困難と考える。
- 委員：物件費に係る委託料については、人件費の削減額とそれに対応する委託料の増加額とを併せて評価する必要がある。また、職員数については、市全体だけではなく、部署ごとの体制や人員計画といった詳細なところまで見なければ評価できない。市債残高については、工事費が主要な費目になるため評価が難しく、支出全体の目標の方が評価は容易である。
- 委員：新プラン（案）の7頁に「当プラン期間には、学校施設の耐震化に加え（中略）厳しいものとなっている。」とあるが、一部の工事を遅らせることは可能なのか。
- 事務局：クリーンセンターについては機能が停止してしまった場合、直接市民に影響を与えることになってしまうため、遅らせることは困難である。家計の場合は財政調整基金が「貯蓄」に、市債が「借金」に当たり、指標値としてのわかりやすさは理解できる。しかしながら、財政調整基金は、議会での審議は必要となるものの市の裁量で決定できるのに対して、市債の場合、臨時財政対策債は、国から発行枠を割り当てられるものであり、発行するか否かは裁量があるとはいえ、枠を超えた発行はできない。また、臨時財政対策債以外の投資的事業に係る市債は、将来に渡って市民が当該施設の利益を享受する場合に発行することができる。つまり「借金」に当たるものは、特殊な臨時財政対策債を除けば、投資的事業に係る市債のみであるが、災害対策に係る事業について起債した場合、発行額の95%は交付税措置を受けることができる。そのため、「借金」をする方が市の負担が減る場合がある。耐震化工事も同様に、市債発行額の80%程度が交付税措置であり、市の負担は20%になる。しかし、市債残高には発行額の満額が計上されるため、発行額の規制により負担軽減のための起債ができなくなることが危惧される。財政調整基金が「貯蓄」とは言え、地方公共団体として住民福祉に充てる役目もあり、災害時の対応に係る危機管理費等のための適切な目標額を設定し、財政調整基金として残す必要がある。
- 委員：国の交付税措置の対象でない市債の割合はどのくらいか。割合が一定数あるならば、交付税措置の対象でない市債の発行のみを目標として立てられないのか。
- 事務局：起債の種類により、交付税措置がないものから発行額の90%以上が交付税

措置されるものもあり、一律に区切ることが非常に難しい。また実質的な市の負担額についても、地方交付税で措置される市債かどうかといった国の制度次第で大きく変わることもあり、具体的な数値目標の設定は困難である。

委員：市債残高に代わる目標として、プライマリーバランスの黒字を維持するという目標も考えられる。

＝事務局説明＝

事務局から新プラン（案）の前回委員会からの変更点を説明

＝質疑応答（抄録）＝

委員：新プラン（案）3頁（3）池田市行財政改革推進プランⅡに引き継ぐべき課題の文章中「…達成しており、プランⅠに基づき、着実に…」を「…概ね達成しており、プランⅠに基づく…」に、「…に係るもの…」を「財政調整基金の取り崩し等の臨時財源」に、「その点」を「安定的な財政構造の確立の点」に変更されたい。また、前回委員会での提言と重なるが、新プランに引き継ぐべき課題として述べた「恒常的な改革効果のある取組」の新規プロジェクトとは、重点プロジェクトのうちの新規プロジェクトが該当すると考えてよいのか。また、新プラン（案）27頁の（1）池田市行財政改革推進委員会への諮問の項目において、「第2期池田市行財政改革推進プラン」となっているが、「池田市行財政改革推進プランⅡ」との関係を整理するために、注釈を入れるのはどうか。また、新プラン（案）の改革目標を次のように改めるのはどうか。①財政調整基金残高を平成30年度末時点で「50億円以上」に設定する。②経常収支比率を「90%台」から「95%以下」に変更する。③職員数（一般会計）を「600人程度」から「600人体制の維持」に変更する。④人件費総額（退職手当を除く）を「60億円未満」から「平成30年度58億円」に変更する。また物件費についても改革目標を設定するか検討する。⑤安定的な財政構造の確立（臨時財源補てんをせず形式収支黒字化）を平成34年度までの中期目標として先送りするのではなく、平成30年度までの新プラン期間の改革目標にするべきである。

事務局：新プラン（案）3頁（3）池田市行財政改革推進プランⅡに引き継ぐべき課題の文書中の文言については、「行財政改革効果額の目標数値」を受けて「着実に」という文言を使っていたが、前々回の効果額の議論等もあり、「行財政改革効果額の目標数値」ではなく「行財政改革の目標」として文言を調整したい。また、「恒常的な改革効果のある取組」とは、新プラン（案）19頁の「②抜本的な見直しによる事務事業の縮小・廃止を行う。」の項目で書かれている取組であり、各部が重点的に取り組むものについては、重点プロジェクトにもしている。新プラン（案）27頁の池田市行財政改革推進委員会への諮問については、諮問書は変更できないため、「第2期池田市行財政改革推進プラン」から「池田市行財政改革推進プランⅡ」への変更がわかるような文言を記載したい。

事務局：財政調整基金残高について、他市の事例で人口や財政規模から出される標準財政規模の10%などの目標が出されており、これらを参考に提示したいと考えている。また、耐震化工事等で基金の一部を取り崩すことがすでに見通されているため、50億円以上という目標の設定は厳しいと考える。

- 委員：現在の残高から5億円を積み上げることは厳しいのか。
- 事務局：クリーンセンターと給食センターの改修には数十億円規模の費用を想定している。高度経済成長期に造った施設等がちょうど寿命を迎える時期が来ていることから財政調整基金を取り崩し、行政サービスの水準を落とさず、施設の更新を図る必要がある。仮に標準財政規模の10%である「20億円」という目標残高を設定したとして、これは現残高を下回る数値であるものの、財政推計から見ると達成は厳しい状況である。このような経緯から、新プラン（案）の期間は財政調整基金を取り崩さざるを得ず、安定的な財政構造の確立（臨時財源補てんをせず形式収支黒字化）という目標は4年間では、達成の見通しが立たないことから、8年間の中期目標として定めている。
- 委員：クリーンセンターの改修時期等がわからないと基金残高の目標額について、議論できないので、改修時期と必要な費用を提示されたい。
- 委員：総合計画の第2期実施計画の概要の資料を提示されたい。
- 事務局：今回の議論に必要な部分に絞って作成すれば可能である。
- 委員：経常収支比率について「90%台」というのは曖昧であるため、先ほどの提言通り「95%」にしてはどうか。
- 事務局：経常収支比率について、ここ数年は安定しているとは言い難いのが現状である。高齢化による社会保障費が増大していることに加え、税制改正による法人税の引下げなどが予定されており、経常収支比率90%台を維持することが、決して安易な目標ではなく、現実的に目指していく目標だと考えているため、経常収支比率「90%台」を目標にしている。
- 委員：実施プログラムとして「指定管理者制度の見直し検討プロジェクト」を追加するのはどうか。指定管理者制度実施から10年が経過し、現状と課題とを調査し、各担当課に設置されている選定・評価委員会の委員の選定方法なども含め、見直しを行うのはどうか。
- 委員：本委員会において以前に実施した公営企業の説明と同様の要領で、指定管理者制度について取り扱う機会を持つこともできるのではないかと思う。
- 委員：新プラン（案）では「人件費総額60億円未満」という目標を掲げているが、推計として出ている約63億円を60億円未満にするような具体的な取組があるのか。
- 事務局：具体的な取組については、新プラン（案）23頁にある「技能職員の給与制度の適正化の検討」が一番大きなものになり、「勤務時間の弾力運用制度」による超過勤務の軽減を実施しているほか、実施が確定しているものではないが、「高齢者給与の見直し」や組織の新陳代謝を高めるための「退職勧奨の見直し」などを予定している。
- 委員：今回は答申書をまとめる予定であるため、事務局と調整の上、答申書（案）を提示したいと考えている。

3) 事務連絡

事務局から次回委員会の予定について説明

4) 閉会